

中小企業等経営強化法に基づく
経営革新計画申請の手引き

平成29年4月

山形県商工労働部中小企業振興課

目次

| | |
|--|--------|
| 1. 経営革新計画の概要 | - 1 - |
| (1)「経営革新」の定義 | - 1 - |
| (2)承認基準 | - 2 - |
| (3)審査のポイント | - 2 - |
| 2. 申請者の要件 | - 3 - |
| 3. 経営革新計画承認手続きの流れ | - 4 - |
| 4. 申請書類 | - 5 - |
| 5. 支援策 | - 6 - |
| (1)中小企業信用保険法の特例(信用保証の特例) | - 6 - |
| (2)山形県商工業振興資金による融資 | - 7 - |
| (3)日本政策金融公庫(日本公庫)による低利融資制度 | - 7 - |
| (4)日本政策金融公庫 スタンドバイ・クレジット制度【中小企業事業】 | - 7 - |
| (5)販路開拓コーディネート事業 | - 8 - |
| (6)中小企業投資育成株式会社法の特例(投資の特例) | - 8 - |
| (7)起業支援ファンドからの投資 | - 8 - |
| (8)特許関係料金減免制度 | - 8 - |
| 6. 申請書の書き方(記載例・記載要領) | - 9 - |
| 7. 承認後 | - 19 - |
| (1)計画の進捗状況に関する調査について | - 19 - |
| (2)承認後の PR 方法について | - 19 - |
| (3)支援策について | - 19 - |
| (4)住所や企業名等を変更された場合 | - 19 - |
| (5)計画内容を変更しなければならなくなった場合 | - 19 - |
| 8. よくあるご質問 | - 20 - |
| 9. お問い合わせ・申請窓口 | - 21 - |

1. 経営革新計画の概要

山形県及び(公財)山形県企業振興公社(以下、「企業振興公社」)では、県内中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が自ら策定する新事業計画(経営革新計画)を審査し、一定の革新性、経営の向上、実現可能性のある計画を承認しています。

承認を受けた企業は、計画達成に向けて様々な支援策の利用申請ができるようになります。

さらに、策定した経営革新計画は、新たな取り組みを成功させるために自社が何をすべきかを明確化し、着実に目標へ到達するための「道しるべ」となります。ぜひ、計画の策定にチャレンジしてみてください。

(1)「経営革新」の定義

中小企業等経営強化法では「経営革新」を以下のように定義しており、本制度ではこれに該当する計画を作成する必要があります。

(定義)「事業者が新事業活動^Iを行うことにより、その経営の相当程度の向上^{II}を図ること」

I. 新事業活動とは

以下の4つの「新たな取り組み」を言います。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務(サービス)の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務(サービス)の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

「新たな取り組み」は、その企業にとって新しい取組みであれば「新たな事業活動」に該当します。

ただし、全国的に見て(地域性のあるものはその地域で)ほとんどの企業で導入している場合は、対象外となります。

II. 経営の相当程度の向上とは

経営革新による経営の相当程度の向上を示す指標として、付加価値額(又は一人当たり付加価値額)と経常利益があります。

・付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(一人当たり付加価値額は、付加価値額を従業員数で除したもの)

・経常利益＝営業利益－営業外費用

(営業外収益は含まないので注意のこと)

○経営革新計画では、計画の最終年において以下の数値をともに満たす必要があります。

| 計画期間 | 付加価値額または一人当たり 付加価値額の伸び率 | 経常利益の伸び率 |
|------|----------------------------|----------|
| 3年 | 9%以上 | 3%以上 |
| 4年 | 12%以上 | 4%以上 |
| 5年 | 15%以上 | 5%以上 |

(2)承認基準

経営革新計画の承認基準は、次に掲げる①から⑧までのいずれをも満たし、かつ、計画全体の目標が実現可能性を有するものであることとします。

なお、現に営んでいる事業が関係法令に違反し、又は違反するおそれがある中小企業者及び組合等や、公的な支援を行うことが適当でない中小企業者及び組合等が作成した経営革新計画については、承認を行いません。

- ①実施主体が中小企業者であること。
- ②「新たな取組み」を経営革新の内容としていること。
- ③計画の実行によって、「相当程度の経営の向上」が見込まれること。
- ④計画の実施項目が具体的かつ実現が見込まれるものであること。
- ⑤計画の実施項目の実施時期等が適切であること。
- ⑥必要な資金の調達額及び調達方法等が適切であること。
- ⑦経営革新計画の事業内容が公序良俗に反しないこと又はそのおそれがないこと。
- ⑧経営革新計画が関係法令に違反しないこと又はそのおそれがないこと。

(3)審査のポイント

上記(1)、(2)を踏まえ、以下の2点が審査のポイントとなります。

①新規性

自社にとって新しい取り組みであると同時に、同業他社と比較して差別化が図られていること。

②実現可能性・計画性

マーケットや販路、資金調達方法等が十分検討され、実現可能性の高い計画であること。

2. 申請者の要件

申請者の要件は、中小企業者であることです。

「中小企業者であること」について

中小企業者として本法の申請対象となる会社及び個人の基準は以下の【表1】となります。また、【表2】に掲げた組合等も申請対象となります。

【表1】中小企業者として本法の対象となる会社及び個人の基準(いずれかの基準に該当するもの)

| 主たる事業を営んでいる業種 | 資本金基準 (資本の額又は出資の総額) | 従業員基準 (常時使用する従業員の数) |
|--|------------------------|------------------------|
| 製造業、建設業、運輸業その 他の業種(下記以外) | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業(自動車又 は航空機用タイヤ及びチュ ーブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。) | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業(下記以外) | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理 サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】中小企業者として本法の対象となる組合及び連合会

| 組合及び連合会 | 中小企業者となる要件 |
|--|-------------------------------------|
| 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、 水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店 街振興組合連合会 | 特になし |
| 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組 合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中 央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合 | 直接又は間接の構成員 の2/3以上が中小企業 者であること |

(注)1 企業組合及び協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

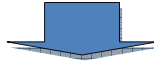
(注)2 一般社団法人は、中小企業者には該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2/3以上が
中小企業等経営強化法第2条の中小企業者であるものについては、本法の対象となります。

3. 経営革新計画承認手続きの流れ

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

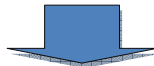
1. 支援機関（企業振興公社等）への相談

- 申請者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援策等についてご相談ください。
- 企業振興公社をはじめ、お近くの商工会議所・商工会等でも相談を受け付けております。



2. 事業計画の策定、必要書類の作成等

- 申請書は、山形県中小企業振興課のホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/publicfolder-kigyosinko/keieika/kushin.html>
- 申請書は、記載要領に従って記載してください。
- 計画策定にあたっては、企業振興公社又は商工会議所・商工会の職員やアドバイザー等がヒアリングをしながら支援を行います。



3. 企業振興公社へ申請書を提出

- 作成した申請書及び計画書を、企業振興公社へ提出してください。



4. 面談・訪問調査

- 申請書の内容について詳細にお伺いします。
- 面談は複数回実施することもありますので、ご了承ください。



5. 経営革新審査委員会

- 承認に際しては、県内商工団体等で構成する審査委員会での適否を審査します。なお、申請内容の調査確認のために審査を保留する場合があります。



6. 山形県知事の承認



7. 進捗状況調査

- 承認後、概ね1年経過及び期間満了時に計画の進捗状況に関する調査を行います。

4. 申請書類

申請にあたっては、下記書類が必要です。

申請書様式は、山形県中小企業振興課のホームページからワードの形式でダウンロードできます。作成にあたっては本手引き9ページ以降の記載要領を参照してください。

URL:

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/publicfolder-kigyosinko/keieikakushin.html>

○申請書類

(株式会社・有限会社・組合等法人の場合)

1. 申請書

添付資料

2. 定款(写し)

3. 最近3期分の財務諸表

4. 会社概要(パンフレット等)

5. 経営革新計画に関する企画書類等の補足資料(適宜)

(個人事業主の場合)

1. 申請書

添付資料

2. 最近3期分の確定申告書(税務署の受付印を押したもの)及び決算書(写し)

(青色申告:損益計算書・貸借対照表、白色申告:収支内訳書)

3. 会社概要(パンフレット等)

4. 経営革新計画に関する企画書類等の補足資料(適宜)

5. 支援策

経営革新計画の承認を受けると、低利の融資や販路開拓の支援など様々な支援策に申請できます。また、一部の補助金の審査時の加点要件となる場合があります(補助金制度における優遇措置については、企業振興公社等にお問い合わせください。)

- 経営革新計画の承認は、支援策の実行を保証するものではありません。経営革新計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が別途必要になります。
- 支援策の利用を希望する場合は、経営革新計画の申請と並行して支援策の実施機関にあらかじめ相談するなど、密接な連絡を取ってください。

《主な支援策の内容》

【保証・融資の優遇】

- (1) 中小企業信用保険法の特例
- (2) 山形県商工業振興資金の融資
- (3) 日本政策金融公庫による低利融資制度

【海外展開支援】

- (4) 日本政策金融公庫スタンドバイ・クレジット制度

【販路開拓の支援措置】

- (5) 販路開拓コーディネート事業

【投資の支援措置】

- (6) 中小企業投資育成株式会社法の特例
- (7) 起業支援ファンドからの投資

【その他の優遇措置】

- (8) 特許関係料金減免制度

(1) 中小企業信用保険法の特例(信用保証の特例)

金融機関から借り入れる事業資金に関し、信用保証協会の保証限度額の別枠が利用できます。

| | | | |
|------------------------|----------------------------|---|----------------------------|
| 限度額 | 通常 | | 別枠 |
| 普通保証 | 2億円以内 | + | 2億円以内 |
| 無担保保証 (うち無担保無保証人保証) | 8,000万円以内 (うち1,250万円以内) | | 8,000万円以内 (うち1,250万円以内) |

問い合わせ先 山形県信用保証協会 TEL:023-647-2240(本店営業部)

(2)山形県商工業振興資金による融資

県では、経営革新計画に基づき事業を行う方向けの融資メニューを設けています。
また、併せて信用保証協会の保証をご利用いただく場合、保証料の軽減措置を受けることができます。

なお、ご利用にあたっては、取扱金融機関を通して、県の認定を受ける必要があります。

詳しくは、県中小企業振興課のホームページを参照してください。

URL: <http://www.pref.yamagata.jp/sangyo/shokogyo/shinko/711001317shikin.html>

問い合わせ先 山形県中小企業振興課 TEL:023-630-2359(金融担当)

(3)日本政策金融公庫(日本公庫)による低利融資制度

日本公庫においても、経営革新計画の承認を受けた方向けに低利での融資を行っています。
詳細な要件や条件等は、日本公庫にお問い合わせください。

問い合わせ先

日本政策金融公庫 国民生活事業 山形支店 TEL : 023-642-1331

米沢支店 TEL : 0238-21-5711

酒田支店 TEL : 0234-22-3120

中小企業事業 山形支店 TEL : 023-641-7941

(4)日本政策金融公庫 スタンドバイ・クレジット制度 【中小企業事業】

スタンドバイ・クレジットとは、債務の保証と同様の目的のために日本政策金融公庫が発行する信用状です。

国内親会社の海外支店または海外現地法人が海外金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、日本政策金融公庫が提携する海外金融機関に対して信用状を発行し、海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する制度です。

問い合わせ先

日本政策金融公庫 中小企業事業 山形支店 TEL : 023-641-7941

(5)販路開拓コーディネーター事業

中小企業基盤整備機構では、新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを支援しています。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構(東北本部) TEL:022-716-1751

(6)中小企業投資育成株式会社法の特例(投資の特例)

原則、資本金の額が3億円以下の企業が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長を図ることができます。

問い合わせ先 東京中小企業投資育成株式会社 TEL:03-5469-1811

(7)起業支援ファンドからの投資

投資会社等が組成する設立5年未満の創業又は成長初期の段階にある中小企業者への投資・ハンズオン支援を目的としたファンドに対し出資を行い、創業初期の中小企業者等を資金面及び経営面から支援します。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL:03-5470-1673

(8)特許関係料金減免制度

承認を受けた経営革新計画に基づく特許申請について、関係料金の軽減措置があります。

問い合わせ先 東北経済産業局 特許室 TEL:022-221-4819

6. 申請書の書き方(記載例・記載要領)

記載例:様式第9

経営革新計画に係る承認申請書

平成 年 月 日

山形県知事

殿

・共同で経営革新計画を実施する場合は、計画の代表者の名称、代表者（役職及び氏名）を記載してください。
・代表者以外の経営革新参加企業については申請書の余白に企業名を記載してください。

住 所 山形県山形市松波二丁目8番1号

(本社所在地)

名 称 及 び ○○○○株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役 ○○ ○○○ 実印

中小企業等経営強化法第8条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

記載例:別表1

経営革新計画

| | | | |
|--|---|--|---|
| 申請者名・資本金・業種 | | 実施体制 | |
| 申請者名:〇〇〇〇株式会社 ① 資本金:〇〇千円 業種:〇〇製造業 | | 〇〇大学と連携し、… ② | |
| 新事業活動の種類 | | 経営革新の目標 | |
| 計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 ③ 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 | | 経営革新計画のテーマ:××技術を利用した新製品△△の開発 これまでは〇〇を中心に製造販売してきたが、この度××技術を活用し、当社にとって新商品となる△△を開発した。…………… ④ | |
| 経営革新の内容及び既存事業との相違点 当社は、〇〇年に創業、〇〇年に設立した××製造会社であり、これまでは取引先の発注に応じて、△△製品を生産していた。安定した受注を得ることはできていたが、□□に不安を感じていた。そこで、習得した××技術を活用し…………… ⑤ | | | |
| 経営の向上の程度を示す指標 | | 現 状(千円) | 計画終了時の目標伸び率(計画期間)(%) |
| 1 | 付加価値額 ⑥ | ⑦ 50,000 | 40.0 ⑧ (〇〇年〇月～〇〇年〇月(3年計画)) |
| 2 | 一人当たりの付加価値額 | 5,000 | 40.0 |
| 3 | 経常利益 | 10,000 | 100.0 |

記載要領：別表1

①「申請者名、資本金、業種」

- 法人の場合は企業名等を、個人事業主の場合は個人名を記載してください。
- 千円単位でご入力ください。
- 日本標準産業分類に掲げる小分類(分類番号が3桁のもの)をご記入ください。
(番号ではなく、業種名を記入してください。)

②「実施体制」

- 大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載して下さい。

③「新事業活動の類型」

- 該当するものに○印を付けて下さい(複数選択も可能)。

④「経営革新の目標」

- テーマは簡潔かつ明確にご記入いただき、下線を引いてください。
- どのような取り組みを行うのか、何故その事業を行うのか、事業のどのような点が新たな取り組みなのか等、計画のポイントをご記入ください。

⑤「経営革新の内容及び既存事業との相違点」

- 簡単な経歴(いつ創業し法人化したか、どういった会社か等)を必ず記入ください。
 - ・経営革新計画の内容については③「新事業活動の類型」に則して、新たな取り組みの内容を具体的に記述して下さい。
 - ・経営革新計画の内容、実施時期、既存事業との相違点を記載して下さい。
 - ・経営革新計画の内容、実施時期は別表2にも記載することになりますので食い違いのないようにご注意ください。

⑥「経営の向上の程度を示す指標」

- 付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)、一人当たりの付加価値額、経常利益(営業利益-営業外費用)を記入してください。
 - ・各基準指標は別表3の値と食い違わないようにご注意ください。

⑦「現状」

- 別表3の直近期末の各数値と合致させてください。

⑧「計画終了時の目標伸び率(計画期間)」

- 計画期間の始期は申請月以降に、終期は決算月になるように記載してください。
- 目標伸び率の算出方法は以下のとおりです。

【算出式】

伸び率(%)=(目標額-直近決算額)÷直近決算額の絶対値×100 ※小数第2位四捨五入

記載例：別表2

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記載する必要はない。）

| 番号 | 計 画 | | | ④ 実施 時期 | 実 績 | | |
|----|--------------|-------------|---------------|---------------|----------|----|----|
| | ① 実 施 項 目 | ② 評価基準 | ③ 評価 頻度 | | 実施 状況 | 効果 | 対策 |
| 1 | 事業計画の作成 | 計画 | 随時 | 1-1 | | | ⑤ |
| 2 | プロジェクトチーム設立 | 労務費 | 毎月 | 1-3 | | | |
| 3 | △△の開発 | 開発コスト | 開発時 | 1-3 | | | |
| 4 | 試作品完成 | 完成度 | 都度 | 1-4 | | | |
| 5 | 販売開始 | 売上高 | 毎月 | 2-1 | | | |
| 6 | 新規顧客への営業 | 新規顧客 の売上 | 毎月 | 2-2 | | | |
| 7 | △△の改良 | 売上高 | 都度 | 3-1 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

記載要領:別表2

①「実施項目」

- 具体的な実施内容を記入してください。

②「評価基準」

- 評価基準は、定量化できるものは定量化してください(定性的な基準でも可能です)。

③「評価頻度」

- 自社で計画の進捗状況の評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載して下さい。

④「実施時期」

- 実施時期は、実施項目を開始する時期を四半期単位で記載して下さい。
1-1は1年目の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示します。

⑤「実績」

- 経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はありませんが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載してください。

| | | |
|------|----------------|-----------------|
| 実施状況 | ◎：計画どおり実行できた。 | ○：ほぼ計画どおり実行できた。 |
| | △：実行したが不十分だった。 | ×：ほとんど実行できなかった。 |
| 効果 | ◎：効果が十分上がった。 | ○：ほぼ予定の効果が得られた。 |
| | △：少し効果があった。 | ×：ほとんど効果がなかった。 |

記載例：別表3(別表3)経営計画及び資金計画

参加中小企業者名 ○○○○株式会社

(単位 千円)

| | 2年前 (○年○月期) | 1年前 (○年○月期) | 直近期末 (○年○月期) | 1年後 (○年○月期) | 2年後 (○年○月期) | 3年後 (○年○月期) | 4年後 (○年○月期) | 5年後 (○年○月期) | |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| ①売上高 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | | | |
| ②売上原価 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | | | |
| ③売上総利益 (①-②) | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | | | |
| ④販売費及び 一般管理費 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | | | |
| ⑤営業利益 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | | | |
| ⑥営業外費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| ⑦経常利益 (⑤-⑥) | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | | | |
| ⑧人件費 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | | | |
| ⑨設備投資額 | 0 | 0 | 0 | 30,000 | 0 | 0 | | | |
| ⑩運転資金 | 0 | 0 | 0 | 20,000 | 0 | 0 | | | |
| 普通償却額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | | | |
| 特別償却額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| ⑪減価償却費 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | | | |
| ⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪) | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 70,000 | 70,000 | 70,000 | | | |
| ⑬従業員数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | | | |
| ⑭一人当たりの付 加価値額 (⑫÷⑬) | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | | | |
| ⑮資金調達 額 (⑨+⑩) | 政府系金融 機関借入 | 0 | 0 | 0 | 30,000 | 0 | 0 | | |
| | 民間金融機 関借入 | 0 | 0 | 0 | 20,000 | 0 | 0 | | |
| | 自己資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |

記載例：別表3

(各種指標の算出式)

「**経常利益**」：営業利益－営業外費用(支払利息、新株発行費等)

「**付加価値額**」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「**一人当たりの付加価値額**」：付加価値額÷従業員数

「**営業利益**」：売上総利益(売上高－売上原価)－販売費及び一般管理費

・記載については、円単位での計算を行い、記載は千円未満切捨て

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい・いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい・いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)

記載要領:別表3

- ・ 経営革新計画に係る新規事業分、既存事業分及び合算表をそれぞれ作成して下さい。
- ・ 「経営計画及び資金計画」は、直近3年間の決算書をもとに記入して下さい。創業3年未満の場合は記入できる範囲で記載して下さい。
- ・ 資金調達額については計画期間の間のみ記載して下さい。経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している場合には、併せて別表4に記載して下さい。

<算出に注意を要する項目>

- ① 経常利益には、営業外収益を含みません(決算値とは異なります。)
- ② 人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額として下さい。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出して下さい。
 - ・ 売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)
 - ・ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
 - ・ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用
- ③ 減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額として下さい。ただし、各費用項目について把握できない場合は、当該項目については省いてください。
 - ・ 減価償却費(繰延資産の償却額を含む。)
 - ・ リース・レンタル費用(損金算入されるもの)
- ④ 一人当たりの付加価値額
 - ・ 勤務時間によって人数を調整して下さい。
 - ・ 従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要があります。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要があります。(その際には、勤務時間によって人数を調整する必要があります。)
 - ・ 伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載して下さい。

記載例:別表4

参加中小企業者名 ○○○○株式会社

設備投資計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

| | 機械装置名称 (導入年度) | 単 価 | 数 量 | 合 計 金 額 |
|---|---------------|------------|-----|------------|
| 1 | ○○機 (平成○○年度) | 30,000,000 | 1 | 30,000,000 |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

| 年 度 | 金 額 |
|--------|------------|
| 平成○○年度 | 20,000,000 |
| | |
| | |
| | |
| | |

記載要領:別表4

- ・ 別表3の資金調達額における、経営革新計画に係る設備投資計画と運転資金計画の明細を記載して下さい。
- ・ 設備投資計画欄については、事業を進めるのに必要な機械装置等を記入して下さい。

記載要領:別表5

- ・ 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準を記載して下さい。
- ・ 賦課の基準については、生産数量(金額)、従業員数、出資金等具体的に記載して下さい。

記載要領:別表6

- ・ 承認書類の送付を希望する関係機関名に○印を付けて下さい。

記載要領:別表7

- ・ 承認された「経営革新計画」の記載内容を事例集等に公表してよろしいかどうかについて該当箇所に○印を付けて下さい。
- ・ 公表が可能とした項目については、県ホームページで公開します。
- ・ 全ての項目において公表が可能な場合、積極的に公表する場合があります。

記載要領:別表8

- ・ 「経営革新のテーマ」「経営革新計画の概要」欄は、別表1と食い違いのないようにご注意下さい。
- ・ 「期待する支援措置」について、該当するものに○印を付けて下さい(複数可)。
- ・ 本申請に係る承認は、各種支援を保証するものではありません。別途支援機関の審査が必要ですのでご注意ください。

7. 承認後

(1) 計画の進捗状況に関する調査について

経営革新計画の承認後、概ね1年経過及び期間満了時に、中小企業等経営強化法に基づいて計画の進捗状況に関する調査を実施します。

(2) 承認後のPR方法について

経営革新計画の承認は、中小企業が新たに取り組む事業計画について、一定の革新性、経営の向上、実現可能性等の有無を審査し、承認するものです。企業価値向上などのため積極的にPRに活用してください。ただし、新しい商品の品質やサービスの内容を保証するものではありませんので、消費者に誤解が生じないようにご注意ください。

(3) 支援策について

経営革新計画の承認は支援策が利用できることを保証するものではありません。支援策の申請対象となったということであり、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関における審査が別途必要となります。

支援策の利用を希望する場合は、経営革新計画の申請と並行して支援策の実施機関にあらかじめ相談するなど密接な連絡を取ってください。

(4) 住所や企業名等を変更された場合

承認後、企業名、住所、連絡先等を変更された場合は、変更届出書(任意様式)に、当該事項が変更されたことがわかる書類を添えて、企業振興公社に届出をしてください。

(5) 計画内容を変更しなければならなくなった場合

以下のア～オの要件に該当することとなった場合には、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書(様式第10)」により、企業振興公社に変更の申請を行い、山形県知事の承認を得てください。

様式については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/sangyo/shokogyo/shien/7110013keieikakushin.html>

【変更申請該当要件】

- | |
|---|
| ア 実施する事業の内容に、承認経営革新計画の趣旨又は目標を変えてしまうこととなるような変更が生じた場合 |
| イ 実施する事業の時期が、事業年度を越えて実施されるなど、計画全体に影響を及ぼすような変更が生じた場合 |
| ウ 設備全体の能力に影響を及ぼすような機種又は台数の変更が生じた場合 |
| エ 設備単価の大幅な増減や運転資金の大幅な変更により、資金調達額に大幅な変更が生じた場合 |
| オ 上記アからエ以外にも軽微な変更とは認められない場合 |

8. よくあるご質問

Q1. 「新たな事業活動」とは、どの程度新しいものである必要があるのか。

⇒その企業にとって新しい取り組みであれば「新たな事業活動」に該当します。ただし、全国的に見て(地域性のあるものはその地域で)ほとんどの企業で導入している場合は、対象外となります。

Q2. 創業間もない企業は、申請することは可能か。

⇒過去1年間の営業実績がある企業であれば、申請が可能です。その場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を提出してください。

Q3. 計画終了時に目標を達成できなかった企業には、何らかのペナルティがあるのか。

⇒経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由に、承認の取消し等のペナルティを行うことはありません。

Q4. 承認を受けた計画から設備投資時期や融資実行時期が変わる場合、変更の手続きが必要か。

⇒事業年度内の変更であれば手続きは不要ですが、年度をまたいだ変更となる場合は変更申請を行っていただく必要があります。

Q5. 承認を受けた計画から設備投資額や融資額が変わる場合、変更の手続きが必要か。

⇒計画の趣旨を変えないような軽微な変更(若干の増減等)であれば、手続きは不要です。ただし、金融機関や信用保証協会等での手続き上、変更申請を求める場合があります。

Q6. 計画の承認を受けた企業が廃業した場合、変更の申請や届出等の手続きは必要か。

⇒手続きの必要はありません。なお、廃業等の事実が確認できた場合、県が承認を取り消す場合があります。

Q7. 計画承認後、つなぎ資金の融資を受けてもよいか。

⇒構いません。ただし、信用保証協会の保証を利用する場合、つなぎ資金に制約がある場合がありますので、金融機関とご相談ください。

Q8. 経営革新計画の期間中である企業が、別の経営革新計画の申請を行うことは可能か。

⇒既存事業及び承認を受けている経営革新計画とは別の事業であれば、申請が可能です。ただし、承認を受けた経営革新計画の遂行時に派生した事業の場合、変更申請での対応となります。

Q9. 承認を受けた経営革新計画の計画期間を変更する場合、変更の手続きが必要か。

⇒変更申請を行う必要があります。

9. お問い合わせ・申請窓口

(公財)山形県企業振興公社 経営支援部

〒990- 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階

Tel:023-647-0664 Fax:023-647-0666

山形県商工労働部中小企業振興課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 山形県庁8階

Tel:023-630-2359 Fax:023-630-3267